

事務連絡
平成 26 年 9 月 4 日

保険医療機関（保険薬局） 御中

社会保険診療報酬支払基金茨城支部

小児マル福の改正に係る業務処理について

平素は支払基金の業務運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、茨城県が実施する小児マル福（公費 84）につきましては、平成 26 年 10 月診療分より、対象年齢が入院分は中学校 3 年生まで、外来分は小学校 6 年生まで拡大します。

これにともないまして、各市町村が実施する小児マル福についても、それぞれの市町村において、対象年齢の変更が実施又は予定されています。

また、市町村が実施するマル福については、公費 90 と公費 92 を公費 90 へ一本化することにより、対象年齢が 0 歳～中学校 3 年生までとなり、高校生相当の年齢を扶助する場合は公費 94 を発行することとなります。

つきましては、平成 26 年 10 月診療分より、公費 84、90 及び 94、それぞれの対象年齢等が変更となりますので、受給者証の確認をお願いします。

なお、公費 92 につきましては、有効期間にかかわらず、平成 26 年 10 月診療分以降は使用出来ないことから、請求された場合は、すべて返戻扱いとなりますので、予めご了承願います。

問合せ先

社会保険診療報酬支払基金茨城支部事業管理課

【 電 話 】 029-225-5522 (内 303)

【 タ イ ム 】 029-225-5872 (内 303)